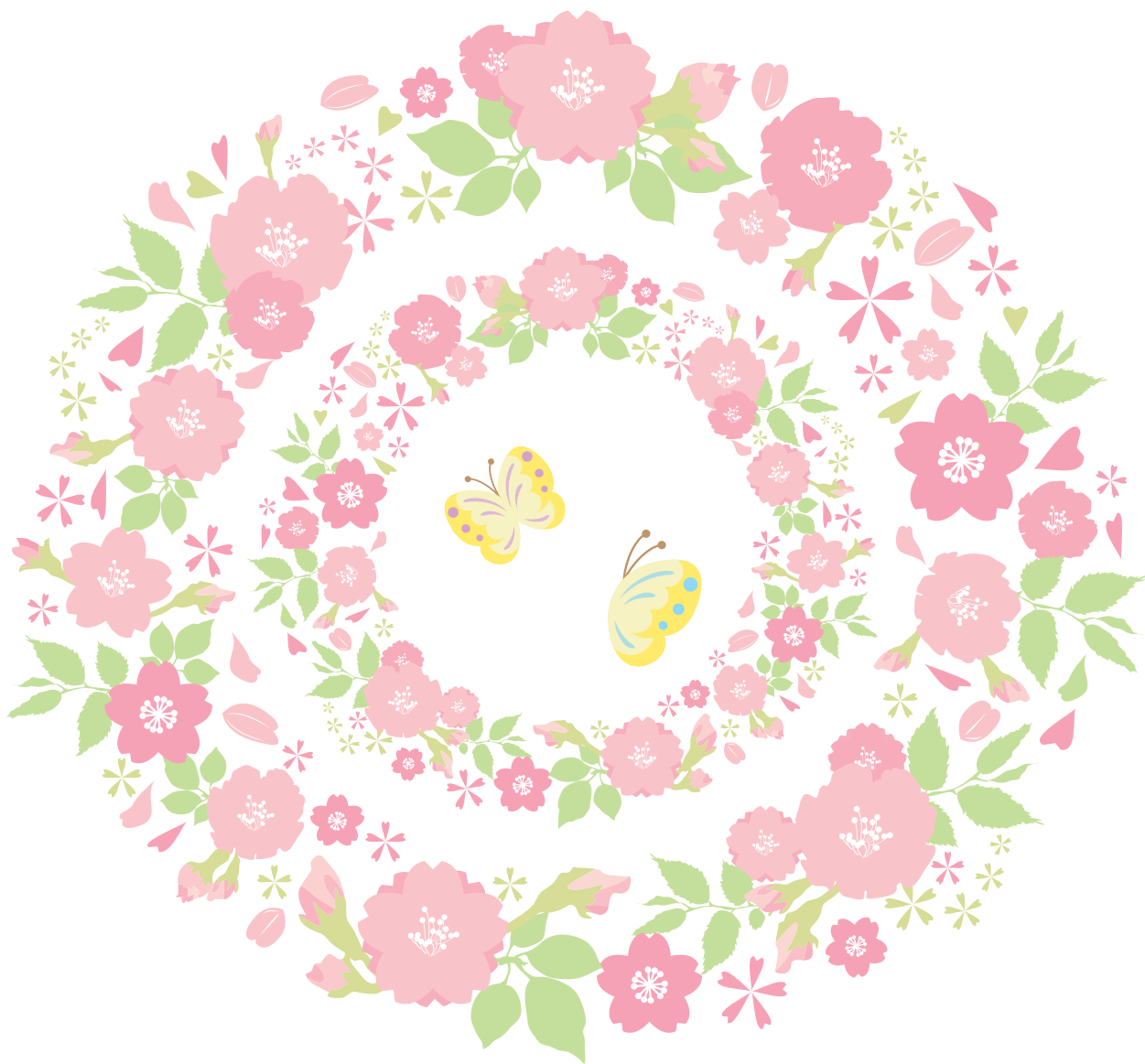


えびの市男女共同参画だより

とらいあんどる



- ✿人権啓発・男女共同参画フォーラムを開催しました
- ✿メディア・リテラシー講座
- ✿女性活躍推進法が成立しました
- ✿男女共同参画推進グループ・きさらぎ会より
- ✿えびの市女性相談所より

2016.3 No.11

人権啓発 男女共同参画フォーラム



西諸定住自立圏共生ビジョン連携事業の男女共同参画フォーラムが、10月31日（土）、小林市文化会館で開催されました。このフォーラムは、主催が小林市・えびの市・高原町で昨年はえびの市で開催しました。今回の基調講演は、北村晴男弁護士で「男女共同参画社会に向けて」と題して講演されました。メディアで活躍されているとおり、経験やエピソードを通しての軽快なトークに参加者は熱心に聞き入っていました。

小林市・えびの市・高原町でそれぞれ活動されているグループの活動事例報告が行われました。えびの市からは、男女共同参画を学び啓発活動等を積極的に行っている「きさらぎ会」の代表の郡山優子さんが「きさらぎ会の10年の歩み」と題して発表されました。男女共同参画を学んできた会員相互の意識や価値観の共有などが十分に図られて、[確かな学習と実践]といったことを報告されました。

エントランスでは、ミニマルシェも開催されえびの市から3店が出店されました。ここでも出店された方や会場に来られた方との相互の交流がありフォーラムが盛り上がっていました。



啓発活動を行っています

- 男女共同参画週間（6月23日～29日）
 - 女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）
- 宮崎県男女共同参画推進員・きさらぎ会の皆さんとチラシ・啓発グッズを配布しました。



メディア・リテラシー講座

今、子ども達が公的機関やマスメディア・インターネット・携帯電話を日常的に利用するようになって生活における位置付けが大変大きくなってきています。又、ブログやSNS等の新しいコミュニケーション手段の普及により利便性や創造力・表現力等を鍛え育む事には良い点もあります。しかし、さまざまなトラブルに巻き込まれたり、トラブルを起こしてしまうというケースも起きています。

利用を制限してトラブルを回避することも良いのですが、メディアから送られる情報を個々の受け手がそのまま鵜呑みにするのではなく、それぞれ自分なりに思考し、判断・評価し、ずれや違いに気づく能力・多様な情報を的確に読み解きそれを発信できる能力を身につけて行くことが求められています。

えびの市内4校の中学校1年生を対象に毎年このメディア・リテラシー講座を開催しています。この講座はメディアを通して情報を受け取るもの（受信者）が偏った情報や間違った情報など発信された情報の中にはいろいろあることを知り、目的・内容・背景等を的確に読み取る必要があるという事を学びます。



メディア・リテラシー講座を受講して

・今日の講座を通して感じたこと
1つ目は「思い込み」の事。メディアから情報を得て自分で思い込みをしてしまって相手に「～は違う!!」「～は～と同じでしょう!」と言ってしまいます。2つ目は周りに合わせてしまう「同調圧力」の事を知ることができました。

・人の気持ちを考えて言葉を発するということができませんでした。Youメッセージでなく、Iメッセージを使ってみようと思いました。
・メディアの情報をしっかり理解していきたいと思います。
・男性と女性のすることを人やメディアから聞いた情報だけで決めつけていました。

・男女共同参画社会について男女が平等に社会・経済の活動に参加し、又共に責任をもっていく社会ということを知りました。メディアについてメディアの全てが正しいとはかぎらない!その中から自分で判断し行動していくことが大切だと改めて知りました。Youメッセージを相手に押し付けるのではなく、Iメッセージを使い、皆が納得する意見を考えることが大切だと知りました。

・メディアだけにとらわれず広い視野を持って間違いを恐れずに自分の意見を言っていこう。「男性だから○○しよう」「女性だから○○しよう」等は周りに流されずに自分の意見を言えるようになりたいと思いました。



女性活躍推進法が成立しました!

1986年4月1日に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(均等法)が施行されました。職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに家庭と仕事が両立できるように作られた法律です。この法律によって職場における男女差別はかなり改善されましたが、不十分だということで2007年に改正されました。表面上は差別に見えない慣行や基準が実際には一方の性に不利益となる「間接差別」の禁止・妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、更に女性だけでなく男性へのセクハラ防止対策が企業へ義務づけられました。

均等法の施行から30年

2015年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、国及び地方公共団体、民間事業主は女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、実施することが責務とされました。女性の活躍状況は地域によって異なっており、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するには、地方公共団体による地域の実情に応じた取り組みが不可欠です。妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等を防止し、女性はその希望に応じて働き続けることができる環境づくりに地域ぐるみで取り組むことを進めていきます。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要】

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要。このため、基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ◎女性に対する採用、昇進等の機会の提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮がおこなわれること。
- ◎職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- ◎女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

☆意識をかえて社会をかえる☆

女性が輝くことは、暮らしやすい社会、活力のある社会をつくることに繋がっていきます。子育てしやすい、安心して介護ができる、ライフステージに応じた柔軟な働き方ができる。安心・安全な生活ができるなど、女性の視点から見て暮らしやすい社会の制度や仕組みをつくることは、同時に女性も男性もともに輝く社会、ひいては妊婦、子ども、若者、高齢者、障がいのある方、ひとり親として世帯をささえている方など、すべての人にとって暮らしやすい社会をつくることでもあります。

女性だけでなく、男性の課題でもあります。

きさらぎ会の10年

きさらぎ会代表 郡山優子

きさらぎ会として発足10年、私は会員の一人として想いを書きます。

最初から男女共同参画社会づくりを学ぶことを目標とした訳ではありませんが、何となく「男女共同参画とは何か」という言葉が脳裏から離れず学んでみようという気持ちが生まれました。定期的集まろうと緩やかな学習の場を持つことになり、それがきさらぎ会の結成に至りました。学ぶことにより私たちの生活圏からの疑問や不具合な慣習など多くの事に気づかされました。



「きさらぎ会 10周年のつどい」平成27年8月22日

では男女共同参画社会づくりをどう考えたら良いのでしょうか。

女性・男性に関わりなく生きづらい人々の意見も取り入れ、多様な人々を受け入れ理解する事に注視しました。しかし、そこには国・県・市の施策が有り、それを行政担当課・担当者などと協議し、方向性が見えてきました。市民向け講座「男女共同参画セミナー提言講座5回」に始まり、その講師である、たもつゆかり先生にいろんなアドバイスを受けて皆で学習に一生懸命に取り組みました。九州各地へのフォーラム参加や自主学習する中、特に鹿児島県男女共同参画センターでの講座や学習会に学ばせて頂いた事は力になりきさらぎ会の核になっています。もちろん宮崎県男女共同参画センターでの講座・セミナーそして交流会も私たちの学習にはなくてはならないものです。

宮崎・鹿児島のグループの交流から見えてきたのは、市民一人ひとりの学習と啓発の繰り返しでした。特にえびの市では、男女共同参画の視点から市民意識調査後に「男は仕事」「女は家庭」というような性別の固定的な役割分担にしばられているということが明確になりました。その中でも女性に対する暴力や暴言など受けている人が多く存在しているということでした。是非とも、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護の面からも相談所の設置を願いました。そこで行政によりえびの市女性相談所が開設され、数多くの方に電話や面接で少しでも安らぐ場ができた事は担当者のお陰であり本当に良かったと思います。私たちもカードやチラシ配布の呼びかけを続けています。

きさらぎ会では市と協働で出前講座や男女共同参画セミナー事業を行っていて市民の方々に交えて学習会を年数回開催しています。特に男女共同参画の視点を持って日常生活に勤しんで頂きたいことを新聞・テレビの記事を通して、考え情報交換や対話をしながら私たちメンバーにも男女共同参画社会づくりの広まりを実感する場となっており、参加者の方々に感謝しています。

きさらぎ会10年たって・・・日本全国では女性活躍で注目を浴びていますが、新聞・テレビ等では児童虐待・幼児死亡・若年層の殺人・DVによる死亡など、とても多く目にするようになって来ました。本当に心が痛みます。家庭のあり方一つでも労働問題や貧困、子どもとの対話の少なさ、介護の疲弊などさまざまな問題がありますが、教育は本当に重要で大切な事ではないでしょうか。えびの市では中学校にてメディア・リテラシー講座に取り組んでいます。家庭でも子ども達の声を聞いてみて下さい。きっといろんな事を見出すことができると思います。

きさらぎ会で出来る事は微々たるものですが、男女共同参画の理想に近づくように他人の想いを「我がこと」として感じ、そして考えたいと思います。10年経っても「まだまだやりましょう。」という熱い想いは全員の心にあります。これからも目配り・気配りで考えていきます。

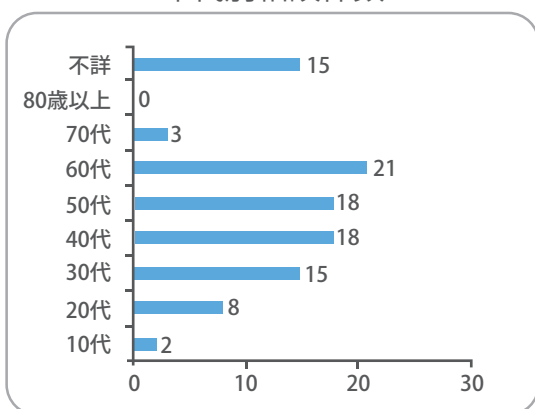
えびの市女性相談所から～



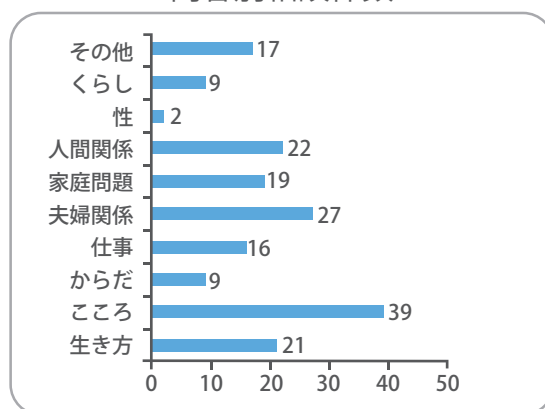
えびの市女性相談所はDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者支援及び女性の多様な生き方を支援することを目的として平成18年10月に開設しました。
専門の相談員（女性）が配偶者やパートナーからの暴力をはじめ、セクハラ、性被害、人間関係、生き方等についての相談を受けています。

えびの市女性相談所（平成27年4月～平成28年1月）

年代別相談件数



内容別相談件数



●相談日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始/休） 9:00～16:00

※秘密は厳守します。（相談は無料）女性相談員が対応

☎  0120-123-693 ☎ 相談専用電話 0984-35-0152

※面接相談を希望される方は事前にご連絡ください。

編集：えびの市総務課/男女共同参画推進グループ・きさらぎ会/女性相談所
発行：えびの市総務課
電話：0984-35-1111（内線350） メールアドレス：somu@city.ebino.lg.jp